

申請等に個人番号(マイナンバー)が必要となります。

- 平成28年1月より社会保障と税番号制度の対象手続きに申請者(世帯主)や子どもの個人番号(マイナンバー)と免許証等の確認書類が、また、代理人が申請する際には、あわせて代理人であることの確認書類等が必要となります。提示の必要な確認書類等は裏面をご覧ください。

参 考



↑ 通知カード(見本)



↑ 個人番号カード(見本)

委任状 記載例

(代理人)
住所 ○○○○○ ○-○-○
氏名 ○○ ○○

上記の者を私の代理人と定め、下記の事項につき委任します。

委任する事項

○○○○○の申請に関すること。

(あて先) 東大阪市長

記入した日付けをお書きください

(委任者) 平成○年○月○日
住所 ○○○○○ ○-○-○
氏名 ○○ ○○ (印)

必ず委任者が手書きで自署してください。(パソコン入力等は不可です。)

印鑑は認め、シャチハタも可

確認書類等

| 申請者(世帯主)本人が申請等する場合 | | 代理人が申請等する場合 | | |
|---|---|---|---|--|
| 申請者と児童の 番号確認 | 申請者の身元確認 | 代理権の確認 | 代理人の 身元確認 | 申請者と児童の番号確認 |
| <p><申請者・児童それぞれについて下のいずれか1点></p> <p>①個人番号カード</p> <p>②通知カード</p> <p>③個人番号が記載された住民票の写し</p> <p>④住民票記載事項証明書</p> | <p>●1点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個人番号カード イ 運転免許証 ウ 身体障害者手帳 エ 療育手帳 オ 精神障害者保健福祉手帳(写真付のもの) カ 旅券(パスポート) キ 運転経歴証明書 ク 在留カード ケ 特別永住者証明書 <p>●2点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> サ 国民保険、健康保険等医療保険の被保険者証 シ 介護保険の被保険者証 ス 年金手帳 セ 年金証書 ソ 恩給の証書 タ 児童扶養手当証書 チ 特別児童扶養手当証書 ツ 児童発達支援受給者証 | <p>法定代理人の場合(親権者・後見人)</p> <p>任意代理人の場合</p> <p>(1)戸籍謄本</p> <p>(2)委任状</p> <p>または</p> <p>申請者(世帯主)本人の身元確認 ア～ツ の1点</p> | <p>●1点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> あ 個人番号カード い 運転免許証 う 身体障害者手帳 え 療育手帳 お 精神障害者保健福祉手帳(写真付のもの) か 旅券(パスポート) き 運転経歴証明書 く 在留カード け 特別永住者証明書 <p>●2点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> さ 国民保険、健康保険等医療保険の被保険者証 し 介護保険の被保険者証 す 年金手帳 せ 年金証書 そ 恩給の証書 た 児童扶養手当証書 ち 特別児童扶養手当証書 | <p><申請者・児童それぞれについて下のいずれか1点></p> <p>(a)本人の個人番号カード又はその写し</p> <p>(b)本人の通知カード又はその写し</p> <p>(c)本人の個人番号が記載された住民票の写し</p> <p>(d)住民票記載事項証明書又はその写し</p> |

※郵送の場合は、書類またはその写しの提出